

## 条 例

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十五号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和三十三年埼玉県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号ロを次のように改める。

ロ 原湯（浴用に使用した湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、「原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。））」の温度を調整する目的で浴用に使用した湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、「上がり用湯（洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上がり用水（洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合するように管理すること。」

第五条第三号ニ中「上がり用湯及び上がり用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同号ホ中「原湯を貯留する貯湯槽（以下この号ホにおいて「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽（原湯等を貯留する槽をいう。以下同じ。）」に改め、同号ホ(1)中「すべての」を「全ての」に改め、同号ヘ中「循環ろ過器」を「ろ過器（浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）」に改め、同号ト中「循環ろ過器を」を「ろ過器を」に改め、同号ト(1)中「循環ろ過器」を「ろ過器」に改め、同号ト(2)中「循環ろ過器」を「ろ過器等」に改め、同号ト(3)中「集毛器」の下に「（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。第九条第四号ホ(3)、第十条第三号ホ(3)及び第十一条第一号ホ(3)において同じ。）」を加え、同号チを次のように改める。

チ 浴槽からあふれ出た湯水（以下「オーバーフロー水」という。）及びオーバーフロー水を回収する槽（以下「回収槽」という。）の湯水を浴用に使用しないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うこととし、オーバーフロー水及び回収槽の湯水は浴槽水とは別に消毒すること。

第五条第三号ワ中「循環」を「循環ろ過」に、「ロからヌまで及びヲ」を「ロからヲまで及びヨ」に改め、同号ワを同号タとし、同号ヲを同号ヨとし、同号ルを同

号カとし、同号ヌ中「浴室の給湯栓又はシャワーへ送る湯の温度を調整する調整箱」を「調節箱（洗い場の湯栓又はシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。以下ヲにおいて同じ。）」に改め、同号ヌを同号フとし、同号フの次に次のように加える。

ワ シャワーは、毎週一回以上内部の水が置き換わるように通水することとし、シャワーヘッドとホースは定期的に点検し、毎年一回以上内部の汚れ及びスケールを洗浄及び消毒すること。

第五条第三号リ中「循環ろ過器でろ過した」を「浴用に使用した」に改め、同号リを同号ルとし、同号チの次に次のように加える。

リ 水位計配管は、毎週一回以上清掃することとし、必要に応じて消毒すること。

又 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（第九条第四号ト、第十条第三号ト及び第十一条第一号トにおいて「気泡発生装置等」という。）は、必要に応じて清掃及び消毒すること。

第九条第四号イ中「水道水以外の水を使用した」を削り、「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同号ホを同号チとし、同号ニを次のように改め、同号ニを同号トとする。

ニ 気泡発生装置等については、次のとおりとすること。

(1) 二十四時間以上完全換水せずに循環ろ過している湯水を使用する浴槽については、気泡発生装置等を設置しないこと。

(2) 気泡発生装置等を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

第九条第四号ハ中「循環ろ過器」を「ろ過器」に改め、同号ハ(1)中「すべての」を「全ての」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に使用する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽は、内部の清掃及び消毒を容易に行うことができ、オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴槽水とは別に消毒できる構造であること。

第九条第四号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 配管内の湯水が完全に排水できる構造であること。

ハ 貯湯槽を設置する場合は、完全に排水できる構造であること。

第十条第三号イ中「水道水以外の水を使用した」を削り、「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同号ホを同号チとし、同号ニを次のように改め、同号ニを同号トとする。

ニ 気泡発生装置等については、次のとおりとすること。

(1) 二十四時間以上完全換水せずに循環ろ過している湯水を使用する浴槽については、気泡発生装置等を設置しないこと。

(2) 気泡発生装置等を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

第十条第三号ハ中「循環ろ過器」を「ろ過器」に改め、同号ハ(1)中「すべての」を「全ての」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に使用する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽は、内部の清掃及び消毒を容易に行うことができ、オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴槽水とは別に消毒できる構造であること。

第十条第三号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 配管内の湯水が完全に排水できる構造であること。

ハ 貯湯槽を設置する場合は、完全に排水できる構造であること。

第十一条第一号イ中「水道水以外の水を使用した」を削り、「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同号ホを同号チとし、同号ニを次のように改め、同号ニを同号トとする。

ニ 気泡発生装置等については、次のとおりとすること。

(1) 二十四時間以上完全換水せずに循環ろ過している湯水を使用する浴槽については、気泡発生装置等を設置しないこと。

(2) 気泡発生装置等を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

第十一条第一号ハ中「循環ろ過器」を「ろ過器」に改め、同号ハ(1)中「すべての」を「全ての」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に使用する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽は、内部の清掃及び消毒を容易に行うことができ、オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴槽水とは別に消毒できる構造であること。

第十一条第一号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 配管内の湯水が完全に排水できる構造であること。

ハ 貯湯槽を設置する場合は、完全に排水できる構造であること。

第十三条中「第五条第三号ヲ」を「第五条第三号ヨ」に改める。

## 附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条第

一項本文の許可を受けている者の当該許可又は同項本文の許可の申請をしている者の当該申請に係る旅館業の施設の構造設備に改正後の第九条第四号ロ、ハ、ヘ及びト(1)、第十条第三号ロ、ハ、ヘ及びト(1)又は第十一条第一号ロ、ハ、ヘ及びト(1)の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分が変更されるまでの間は、当該部分に係る構造設備の基準については、これらの規定は適用せず、なお従前の例による。